

一般社団法人日本脳神経血管内治療学会 放射線技術部会細則

(目的)

第1条 この細則は、施行規則第30条に基づき、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会(以下学会)放射線技術部会(以下部会)に関する必要事項を定める。

(事業)

第2条 この部会は以下の事業を行う。

1. 会長の指示に基づく、学術集会における放射線技師部問の企画、運営への参画
2. 学会が行う学術集会、教育事業における放射線技師部問の企画、運営への参画
3. その他必要な事業への参画

(会員)

第3条 部会の会員は、診療放射線技師の資格を有し、会費を完納している日本脳神経血管内治療学会の正会員 または準会員とする。

(役員)

第4条 部会に次の役員を置く。

- (1) 放射線技術部会運営委員長(以下運営委員長) 1名
- (2) 放射線技術部会運営委員(以下運営委員) 若干名

(役員任期、選任、職務等)

第5条 運営委員は常設(or 通常)運営委員と指名運営委員で構成する。

2. 常設(または通常)運営委員の任期は2年とし、学会の役員改選と時期を同じくして改選する。再任を妨げない。
3. 常設(または通常)運営委員は、就任する年の12月1日に満65歳未満であること。ただし任期中に65歳に達したものの任期は、その誕生日以後で最初の11月末日までとする。
4. 指名運営委員は副会長が就任したときに副会長により指名される。
5. 指名運営委員は指名した副会長が会長職を辞したときに解任される。

第6条 運営委員は、部会の会員の中から運営委員会の議を経て、理事会の承認を得て選任する。

2. 運営委員長は運営委員の互選による。

第7条 運営委員は、運営委員会を構成し、この細則および総会、理事会の議決に基づき、本部会の業務を執行する。

2. 運営委員長は部会を代表し、部会を運営する。

(放射線技術部会運営委員会)

第8条 運営委員会は運営委員、部会担当理事をもって構成する。

2. 運営委員会の議長は、運営委員長が務める。
3. 必要に応じて理事長、運営委員長が指名した委員は、運営委員会に出席し、議長の許可を得て意見を述べることができるが、議決権を有しない。

(雑則)

第 9 条 本細則の改廃には、理事会の承認を得なければならない。

第 10 条 この細則に定めるものの他、運営に必要な事項は、部会が審議決定し、理事会に報告する。

(附則) この細則は、2024 年 3 月 5 日一般社団法人日本脳神経血管内治療学会理事会承認(より施行する。2016 年 11 月 23 日 NPO 法人日本脳神経血管内治療学会理事会承認より改定)